

北上市告示甲第15号

北上市私立認定こども園運営費補助金交付要綱（平成27年北上市告示甲第36号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月17日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(補助金の額)</p> <p>第2 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額を限度とする。ただし、子どもの数及び学級の数 は毎年5月1日時点における数とする。</p> <p>(1) 教育割分 2,000円に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数（利用定員を限度とする。）を乗じて得た額</p> <p>(2) 保育割分 別表に定める常勤職員平均勤続年数の区分に応じた基礎単価に、<u>法第19条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数（利用定員を限度とする。）を乗じて得た額</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第2 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額を限度とする。ただし、子どもの数及び学級の数 は毎年5月1日時点における数とする。</p> <p>(1) 教育割分 2,000円に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数（利用定員を限度とする。）を乗じて得た額</p> <p>(2) 保育割分 別表に定める常勤職員平均勤続年数の区分に応じた基礎単価に、<u>法第19条第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数（利用定員を限度とする。）を乗じて得た額</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	